

鳥取縣公報

昭和二十一年七月二日
第七千七百二十四號

火曜日

本書ノサハ國定規格5A判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十七號

各勤務署長

勤務署處務規定を次のやうに定める。

昭和二十一年七月二日

鳥取縣知事 林 敬 三

勤務署處務規程

- 第一條 署長は署員の職務擔任を定めなければならない。
- 第二條 署長は署員の内國出張を命じなければならない。
- 署長の縣外への出張に付いては一日間の場合を除き知事の承認を受けなければならない。
- 第三條 署長は傭人の命免を行はなければならない。
- 第四條 署長は署員の除服出任を命じたり請暇を許可することが出来る。

告示

◇鳥取縣告示第二百七十三號

食糧管理法施行規則第二十三條の六第三號の規定により次のやうに指定する。

昭和二十一年七月二日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、同一市(區)町村内に馬鈴薯を輸送する者。

